

## 令和3年沼津市教育委員会第1回臨時会会議録

- 1 日 時 令和3年2月19日（金） 午後4時00分～午後4時45分
- 2 場 所 沼津市役所 7階 教育長室
- 3 日 程
  - (1) 開会
  - (2) 会議録署名人の指名（三好委員 土屋委員）
  - (3) 議案  
議第3号 沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例案に対する教育委員会の意見について
  - (4) 協議事項  
協議第7号 令和2年度沼津市一般会計補正予算（第17回）について
  - (5) 報告事項  
なし
- 4 出席者等  
教育長 奥村篤、教育長職務代理者 三好勝晴、委員 重光純、委員 土屋葉子、  
委員 川口浩史、教育次長 芹澤一男、教育企画課長 金子昭人、学校管理課長 望月浩司、  
沼津市立沼津高等学校事務長 大沼雅彦、  
教育企画課長補佐 遠藤康与、教育企画課指導主事 栗原克弥

### 5 会議内容

- (1) 開会  
奥村教育長が、午後4時00分開会を宣言する。
- (2) 会議録署名人の指名  
奥村教育長より、会議録署名人に三好委員、土屋委員を指名する。  
奥村教育長より、本日の会議は非公開とすることを委員に諮り、了承される。

---

議案については、条例の議決に必要な意見を議会から求められ提出するものであり、協議事項については市議会定例会に上程する案件であるため非公開としたが、市議会が閉会したため公開する。

#### <議案>

- 奥村教育長 日程（3）議案に入る。  
議第3号 沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例案に対する教育委員会の意見について  
＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、市長がスポーツに関す

る事務を管理し、及び執行するために制定する条例案について、沼津市議会議長から教育委員会の意見を求められたことについて>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。
- 重光委員 議長への回答内容についてはよいと思う。差出人名義が教育委員会となっているが、教育長名義でなくてよいか。
- 教育企画課長 議長は、執行機関である教育委員会に対して意見を求めているため、教育委員会の名義で問題ない。
- 奥村教育長 条例文に、学校における体育に関する事務を除くとあるが、具体的にはどのようなことか。
- 教育企画課長 体育科や特別活動、総合的な学習の時間など教育課程に基づくものや、運動部活動における運動部や対外競技試合などの教育活動の一環として行われるものである。
- 奥村教育長 部活動も含まれるのか。
- 教育企画課長 そうである。
- 三好委員 スポーツに係る施策を一体的に実施し、スポーツを活用したまちづくりの更なる推進を図ることを目的とある。現在市長は、フェンシングを通じたまちづくりを推進している。これまでの体制ではうまくいかないため、今回市長側に持っていくということか。
- 教育企画課長 平成19年の法改正時の留意事項として、地域の実状や住民のニーズに応じて、地域づくりという観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において一元的に所掌することができることとあり、市長が他の施策を一体的に推進することで、スポーツ振興の更なる推進を図ることが期待できると考えられる。
- 奥村教育長 必ず移管しなければいけないということではないということか。
- 教育企画課長 できる規定である。第5次沼津市総合計画や教育大綱の策定を鑑み、このタイミングで移管するものである。
- 教育次長 経緯等については教育企画課長が説明したとおりだが、スポーツは学校体育から広がったもので、現状では体力作りだけではなく健康づくり等様々な役割を果たすものである。そのため、様々な部署とからめてやっていくことがより効果的であり、市長部局に移管するものである。
- 奥村教育長 そのほかにいかがか。御質問、御意見も尽きたので、お諮りする。
- 議第3号 沼津市教育委員会の職務権限の特例に関する条例案に対する教育委員会の意見について、原案のとおり可決することによいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。
- 議第3号について、原案どおり可決することとする。

<協議事項>

- 奥村教育長 日程(4)協議事項である。

協議第7号 令和2年度沼津市一般会計補正予算（第17回）について

＜国の第3次補正予算による補助事業の実施に伴い、学校における感染症対策等に係る支援事業費の補正予算認定について＞

（学校管理課長 資料に基づき説明）

- 奥村教育長 説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。
- 三好委員 国庫補助金は、文科省から出ているものか。
- 学校管理課長 事業費の半額について文科省からの補助金が充当できる。その半分の地方負担分は地方創生臨時交付金を充てる見込みである。
- 三好委員 年度内に使い切らなければいけないか。
- 学校管理課長 新型コロナウイルス感染症への対応として、国の第3次補正予算による補助事業である。今年度中に支出を終わらない見込みの金額に関しては、繰越明許費として翌年度に繰り越す。
- 三好委員 この補正は、学校に対するものだが、全市民に向けた補正もあるか。また、この補助金はどのような用途にも使えるか。
- 学校管理課長 文科省以外にも、新型コロナウイルス対応に充当する民生費等も補正予算として挙げられている。用途については、各市町村で決定する。
- 教育次長 国の補助制度の認められた範囲内で沼津市が事業を計画し、国に提出するものである。そのため、作成した計画に載っていない事業には使用することができない。
- 三好委員 サーモグラフィ CO<sub>2</sub> モニターを購入するとあるが、それ以外に学校が希望する物も購入できるか。
- 学校管理課長 前回の補正時、アルコール消毒剤等の消耗品を優先して整備を行った。消耗品については来年度の予算にも挙げているため、今回は備品に限らせてもらった。サーモグラフィについては、前回の補正時に4校ほど購入しており、今後活用が図られると考えていたものである。CO<sub>2</sub> モニターについても、換気の重要性が大きく指摘されていることを踏まえ、購入することにした。
- 奥村教育長 この1年で、学校もあると便利なものが分かってきた。
- 三好委員 学校が直接購入するのか。
- 学校管理課長 ある程度の金額以上の物については入札に掛けなければいけないが、随意契約で購入できる範囲の物は、直接購入することになる。入札不要の物はできるだけ今年度内に購入する。
- 三好委員 購入するのであれば、できる限り早いほうが良い。ワクチン接種も始まり、遅くなると必要なくなってしまうかもしれない。
- 川口委員 確認だが、管理課が購入すると決めたものと、学校が決めるものがあるということか。
- 学校管理課長 購入できる物の一覧を学校に送付してあり、ある程度制限した中で学校に選んでもらっている。
- 奥村教育長 そのほかにいかがか。
- 御意見も尽きたのでお諮りする。協議第7号 令和2年度沼津市一般会計補正予算（第17回）について、原案のとおり2月市議会定例会の議案として提

各委員 案することによいか。  
奥村教育長 異議なし。  
異議なしと認める。協議第7号について、原案のとおり2月市議会定例会の議案として提案することに決する。

<報告事項>

奥村教育長 日程(5)報告事項は、本日は案件はなし。  
そのほか、何かあるか。  
ないようなので、以上をもって本日の臨時会を閉会する。

午後4時45分 閉会